

第八十回 参議院農林水産委員会會議録第三号

昭和五十二年三月十日(木曜日)
午後一時六分開会

委員の異動

三月一日

辞任 長年君

補欠選任 藤井 恒男君

三月二日

辞任 藤井 恒男君

補欠選任 向井 長年君

出席者は左のとおり。

委員長

橋 直治君

理事

青井 政美君

委員

鈴木 省吾君

粕谷 照美君

鶴岡 哲夫君

岩上 妙子君

大島 友治君

坂元 親男君

塚田十一郎君

初村滝一郎君

前川 旦君

相沢 武彦君

塚田 大願君

國務大臣

農林 大臣 鈴木 善幸君

政府委員

農林政務次官 片山 正英君

農林大臣官房長 澤邊 守君

農林大臣官房技 術審議官 川田 則雄君

農林大臣官房審 議官 犬伏 孝治君

農林大臣官房審 議官 増田 基平君

農林省農林經濟 局長 今村 宣夫君

農林省構造改善 局長 森 整治君

農林省農畜園芸 局長 堀川 春彦君

農林省畜産局長 大場 敏彦君

農林省食品流通 局長 杉山 克巳君

農林水産技術会 議事務局局長 下浦 静平君

食糧庁長官 大河原太郎君

林野庁長官 藍原 義邦君

水産庁長官 岡安 誠君

水産庁次長 佐々木輝夫君

事務局側 常任委員会専門 員 竹中 譲君

○委員長(橋直治君) ただいまから農林水産委員 会を開会いたします。

農林水産政策に関する調査のうち、昭和五十二 年度の農林省関係の施策及び予算に関する件を議 題といたします。

まず、農林大臣の所信を聴取いたします。鈴木 農林大臣。

○國務大臣(鈴木善幸君) 農林水産委員会の開催

に当たりまして、私の所信の一端を申し述べます。

最近のわが国経済社会の動向を見ますと、わが 国は過去数カ年にわたった経済社会の停滞と混乱 を乗り越えて、均衡のとれた安定成長を実現して いくことが強く求められております。資源問題、 環境問題等の多くの制約を克服し、新しい経済社 会を建設してまいらなければならないのでありま す。

その中であって、経済社会の土台とも言うべき 農林水産業の役割りはきわめて重大であり、その 健全な発展なくしてわが国の真の繁栄はないと申 しても過言ではありません。

しかしながら、最近における農林水産業を取り 巻く内外の諸情勢には依然として厳しいものがあり ます。

農産物の国際需給は、一九七二年の世界的な不 作を契機として逼迫基調に転じましたが、最近に おいては生産が良好で小康を得ているものの、在 庫水準は依然として低く、さらに長期的に見ても、 開発途上地域における需要の増加、先進国を中心 とする畜産物消費の増大、農業生産の不安定性等 を考慮すれば、予断は許されないものと考えてお ります。

一方、わが国農業の現状を見ると、高度経済成 長の過程で農家の所得及び生活水準は向上したも のの、労働力の過剰の流出、農地の壊廃の進行等 により体質が脆弱化していることは否めないとこ ろであります。

また、わが国の国土の約三分の二を占める森林 については、材価の低迷等による林業生産活動の 停滞が見られるとともに、山地災害の多発等に対 処して国土保全上の機能の充実の必要性が高まっ ております。

さらに、わが国の動物性たん白質食料の過半を 供給している水産業につきましても、アメリカ、

カナダ等に加え、ソ連やEC等の一方的な漁業専 管水域の設定が相次ぐなど国際漁業環境にはきわ めて厳しいものがあります。

このような情勢を見ると、将来にわたり国民 食糧の安定供給の確保と農林水産業の振興を図る ため、総合的な政策を強力に推進することがいま や緊急の政策課題となつていふと言わなければな りません。

私は、昨年十二月に農林大臣に就任いたしまし たが、農林水産業をめぐる内外の厳しい情勢の中 で、その責任の重大さを思い、決意を新たに、強 力な農林水産行政の展開に全力を傾けてまいり たいと存じます。

その際大切なことは、農林漁業者はもとより全 国民から信頼される農林水産行政を確立すること であると信じております。

まず、食糧・農業政策の展開に当たつての基本 的態度について申し述べたいと思つてます。

さきに述べましたような農産物の国際需給の動 向等から見まして、一億を超える国民の生活に いささかの不安も与えないようにするためには、国 内生産が可能である農産物については極力これを 国内で賄ひ、総合的な自給力の維持向上を図るこ とが基本的に重要であります。

このため、わが国の農林水産業を一層足腰の強 い体質とし、総合的な食糧自給力の向上を図るこ とを国政の長期不動の基本方針とし、将来にわた り国民食糧の安定的供給を確保してまいる所存で あります。

一方、わが国の国土資源等の制約から今後とも 海外に依存せざるを得ない農産物につきましても は、海外からの安定的な供給を確保し、国内生産 の強化と両々相まって国民食糧の安定確保に資す ることとしております。

活に占める水産物の重要性にかんがみ、これを食糧政策の一環としてとらえ、水産施策を推進してまいらるべきであります。

私は、以上のような基本的な考え方に基づいて、従来から進めている総合食糧政策を一層強力に展開することを基本とし、農林水産物の生産基盤及び生活環境の整備、需要に即応した生産の増大、生産の担い手及び後継者の確保、価格の安定と所得の確保等各般の施策を推進してまいらるべき所存であります。

次に、昭和五十二年の主要な農林漁業施策について申し述べたいと思ひます。

第一に、わが国農業の生産体制を整備し、食糧自給力の向上を図るためには、農業生産の基盤である土地及び水資源を確保整備し、その有効な利用を図ることが必要であります。

このため、灌漑排水事業、農用地開発事業、圃場整備事業等を計画的に推進するとともに、農地保有合理化法人が未墾地等を先行取得して行う農地の開発整備や土地改良施設の維持管理の適正化等を新たに進めてまいらるべきこととしております。

また、農業及び林業の調和ある発展を図るため、農林地の一体的な開発整備等を図る所存であります。

さらに、優良農用地を確保し、計画的な土地利用を進めるため、農振法、農地法等の適切な運用を図るとともに、農地保有合理化促進事業を強化することとしております。

第二に、私は、意欲的に農業に取り組む農業生産の中核的担い手となる者の育成と後継者の確保を図ることが、現下の農政の重要課題であると考へております。

このため、生産対策、価格政策等を強力に推進してまいりますが、特に、地域の実態に即し、意欲的に農業に取り組む者の自主性と創意工夫を生かして地域農業の中核となるような担い手を育成するため、新たに地域農政特別対策事業を実施することとしております。

また、すぐれた農業後継者を確保するため、学

校教育との連携を密にしつつ、農業の実践的研修教育体制の整備、後継者育成に関する金融措置の強化、農村青年の組織活動の助長等を図ってまいらるべきこととしております。

このほか、農業構造改善事業の推進、集団的生産組織の育的等を図るとともに、農村婦人対策の強化を図ってまいらるべきこととしております。

第三に、農業生産につきましても、需要に即応した計画的な生産を確保することとし、各種農産物の生産対策を拡充強化することとしております。

まず、米につきましても、最近稲作復帰志向が強いこと等により、その過剰基調は再び強まっております。他方、米以外の農産物で増産の必要なるものが少なくありません。

このような事情にかんがみ、引き続き米の消費拡大に努めつつ、需要に応じた計画的な生産を進めるとともに、水田総合利用対策を強化することとし、五十二年における転作等について所期の目標の確実な達成を期するため、新たに一定の要件を満たす転作等について水田総合利用奨励補助金の特別加算を行うこととしております。さらに今後米の需給均衡を図るための抜本的対策も検討してまいりたいと考えております。

また、麦につきましても、麦作集団の育成、土地条件の整備、米麦一貫栽培の推進等を図るとともに、畜産につきましても、特に、中堅飼養農家の生産団地の育成、飼料の自給力の強化を図ってまいらるべきこととしております。

このほか、野菜、果実、養蚕、大豆等につきましても生産振興対策を強力に推進することとしております。

第四に、農産物の価格安定対策について申し上げます。

現在農産物のうちで価格政策の対象となつてゐるものは、産出額で見ても全体の八割近くに達しており、価格政策の役割りはきわめて重要であります。

このため、制度の適切な運営の実現に努めるこ

とが必要であります。

まず、米・麦につきましても、食糧管理制度の適正、円滑な運営に努めることとし、このためにも、両米価の逆さや段階的解消等適切な価格決定を行つてまいりたいと考えております。

また、米・麦以外の野菜、畜産物、果実、生糸、甘味資源作物等についてもそれぞれの価格安定制度の適切な運営に努め、米ばかりに偏ることなく、農業生産が需要の動向に即応して誘導されるような条件づくりを進めてまいりたいと存じております。

第五に、農山漁村が生産の場であると同時に住民の生活の場であることを考慮し、都市に比べて立ちおくれにしている農山漁村の生活環境の整備を強力に推進し、農林漁業者が将来に希望を持って農林漁業にまいらるべきような諸条件の整備に努めてまいらるべきこととしております。

このため、生産基盤とあわせて環境基盤を整備する農村総合整備モデル事業等を拡充するほか、今後、山村地域及び漁村地域においても集落基盤を環境改善も含め総合的に整備することとしております。

また、農林漁業の構造改善事業に関連して環境整備に重点を置いた緊急対策を実施することとしております。

第六に、わが国の国土資源の制約等から、今後とも海外に依存せざるを得ない農産物につきましても、輸入の安定的確保を図ることとし、主要輸出国との間で緊密な情報交換を行うほか、穀物等の安定供給に関する取り決めの円滑な履行を図ることとしております。

また、飼料穀物、大豆及び木材についての備蓄を拡充することとしております。

さらに、開発途上地域等の食糧増産等を積極的に支援するとともに、これにより輸出余力が生じた場合にはこれをわが国への安定供給にも結びつけていくため、国際協力事業団等を通じて、これらの地域の農林業開発協力に対する総合的な協力支援を行うこととしております。

以上のほか、卸売市場の整備等により生鮮食料品の近代化を進めるとともに、農林関連企業対策、消費者対策の拡充を図ることとしております。

また、農林漁業金融公庫資金、農業近代化資金、農業改良資金等の各種制度資金について、基盤整備、経営構造の改善等の施策の推進のため、所要の資金量を確保し融資条件を整備する等金融の拡充を図るとともに、農業者年金の充実、農林水産技術の開発と普及等を図ることとしております。

次に、林業の振興について申し上げます。森林・林業につきましても、近年、森林の持つ木材生産機能のみならず、国土の保全、水資源の涵養、自然環境の保全形成等の公益的機能の維持向上と農山村地域の振興の上からもその役割りに対する国民の要請が高まっております。

しかしながら、今日林業を取り巻く諸情勢には、まことに厳しいものがあり、景気回復のおくれによる木材需要・価格の低迷、木材関連産業の不振、林業生産基盤整備のおくれ等による国内林業生産活動の停滞等多くの困難な問題を抱えております。

このため、森林・林業政策の強力な展開を図ることとし、新たに、第五次治山事業五カ年計画を策定し、計画的な治山事業を促進するとともに、造林、林道等の生産基盤の整備を促進することとしております。また、特に間伐対策、マツクイムシ対策について施策の強力な展開を図ることとしております。

さらに、林業構造改善事業、林業従事者及び後継者の確保対策の拡充を図るとともに、木材流通消費対策の充実、国有林野事業の改善に努めてまいらるべきこととしております。

次に、水産業の振興について申し上げます。冒頭でも申し上げましたように、近年水産業を取り巻く諸情勢には、まことに厳しいものがあり、これに対処するため、水産施策を強力に展開する必要があると考へます。

まず、懸案の課題となつておりますわが国の領海十二海里につきましても、沿岸漁業者のかねて

からの切実な要望にこたえるため、領海をいわずに国際海峡を除き十二海里に拡張することとし、立法作業を急いでいるところであります。

私としては、本問題担当の特命を受けたこともあり、できるだけ早くこれが実現するよう全力を尽くす所存であります。

また、各国の二百海里水域設定に対する対策として、遠洋漁業の実績の確保を図るため、強力な漁業外交を展開するとともに、海外漁業協力事業、新漁場開発事業等遠洋漁業対策を強化することとしております。

一方、沿岸、栽培漁業の振興を図るため、沿岸漁場整備開発事業の推進を図ることとしております。

さらに、新たに第六次漁港整備六カ年計画を策定することにより漁港整備を促進するとともに、漁業経営安定対策、水産物の価格安定及び流通加工対策、漁業公害対策等を推進していく所存であります。

五十二年年度予算におきましては、これらの施策を推進するために必要な経費について、その重点的な確保に努めたところであります。特に、米・麦価逆ざや正による食糧管理費の減少分を農林漁業生産基盤の整備等の前向きな施策に振り向けるという基本姿勢で臨みました。

また、施策の展開に伴い必要となる法制的整備につきましても鋭意法律案の作成を進めているところでありますので、本委員会においてよろしく御審議のほどをお願いいたします。

以上、所信の一端を申し述べましたが、私は今日の農林水産業をめぐる厳しい情勢の中で、農林水産業の体質を強化し、総合的な自給力の強化を図るため、全力を傾けてまいりたいと覚悟であります。本委員会及び委員各位におかれましては、農林水産業推進のために、今後とも御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げる次第であります。

○委員長(橋直治君) 速記やめて。

(速記中止)

○委員長(橋直治君) 速記起こしてください。

次に、昭和五十二年農林関係予算について説明を聴取いたします。片山農林政務次官。

○政府委員(片山正英君) 昭和五十二年農林関係予算について、その概要を御説明申し上げます。

昭和五十二年度一般会計における農林関係予算の総額は、総理府など他省庁所管の関係予算を含めて二兆六千四百億円であり、前年度の当初予算額と比較して九・四％、二千二百七十億円の増加となっております。

以下、予算の重点事項について御説明いたします。

第一に、国民食糧の安定的供給の確保に関する予算について申し上げます。

最近における国際的な食糧需給の動向とわが国の食糧資源の状況等にかんがみ、将来にわたり国民食糧の安定的供給を確保するため、総合的な政策を強力に推進する必要があると見做されます。このため、国内農産物の生産体制を整備し、総合的な自給力の向上を図るために必要な各般の施策を強化するとともに、輸入農林産物の安定的確保を図るための施策についても拡充を図っております。

まず、農業生産に不可欠な土地と水の保全、開発及び高度利用を図るための農業生産基盤の整備については、工期が長期化されている状況にかんがみ、灌漑排水事業、農用地開発事業等の各事業の進捗を図るとともに、地方の景気振興に資することとしております。また、主として小団地の耕地について農道、用排水施設等の事業を一体的に進める土地改良総合整備事業、土地改良施設の維持管理の適正化のための事業等を創設することとしており、これらを含めた農業生産基盤整備費として、総額五千三百五十四億円を計上しております。次に、主要農産物の振興対策について申し上げます。まず、昭和五十一年度から実施してきている水

田総合利用対策については、米の過剰基調が強まってきた状況にかんがみ、米の消費拡大に努めつつ、水田総合利用対策を強化することとし、新たに一定の要件を満たす転作及び土地改良の通年施行について特別加算を行うこととしており、九百八十二億円を計上しております。

また、水田の有効利用等を図りつつ麦の生産振興を推進するため、新たに、水田裏での麦の作付の障害となつていいる土地条件及び営農条件の整備、営農指導の強化等を行う麦生産土地条件整備事業及び麦作集団育成総合対策事業を実施することとしております。

なお、麦、大豆、飼料作物等の生産振興については、助成内容を改善しつつ、引き続き生産奨励措置を講ずることとしており、総額三百十五億円を計上しております。

次に、畜産の振興対策について申し上げます。まず、飼料対策については、農林地の一体開発を図る観点から、林間放牧等を安定的に促進するための基盤整備等を行う林地放牧利用促進事業を新たに実施する等草地開発事業を推進するとともに、既耕地について飼料作物等の生産振興奨励、緊急粗飼料増産総合対策事業等の生産対策を講ずるほか、配合飼料価格安定対策を推進することとしております。

また、酪農、肉用牛、豚等の各部門についても、新たに中堅飼養農家層に重点を置いた畜産団地整備育成事業を実施する等各般の施策を推進するほか、家畜導入対策、衛生対策の充実にも努めております。畜産物の価格、流通加工対策についても、引き続き加工原料乳に対する不足払いを実施する等その充実を図ることとし、これらを含め、畜産振興対策として、総額千二百二十七億円を計上しております。

野菜対策については、野菜の生産、供給の安定を図るため、野菜指定産地を中心とする集団的な野菜産地の育成強化対策を進めるほか、新たに、連作障害等に対処して合理的な輪作体系の導入、

定着を図るための事業及び園芸用廃プラスチック適正処理推進対策事業を実施する等施策の充実を図ることとしております。

野菜の価格対策については、指定消費地域の拡大、保証基準額の引き上げ等価格補てん制度の改善、都道府県段階で行われている特定野菜の価格安定事業の対象品目の拡大等野菜価格安定制度の拡充を図ることとしております。

これら野菜対策として、総額二百八十八億円を計上しております。

果樹農業の振興対策については、温州ミカンにつき、改植等促進緊急対策事業の計画年次を繰り上げて実施するほか、果実生産出荷安定基金を活用して、流通、加工等にわたる総合的な対策を講ずるとともに、加工原料用果実の価格安定事業を強化することとしております。また、リンゴ、桃、ナシ等の落葉果樹については、新たに生産集団の育成と出荷組織の整備を一体的に行う落葉果樹生産集団総合整備事業を実施するとともに、桜桃、パイナップル等の特産果樹についても施策を強化することとしており、これらを含めた果樹対策として、総額六十六億円を計上しております。

また、養蚕対策については、蚕糸業をめぐる内外の厳しい情勢に対処して、養蚕近代化促進対策事業を拡充強化し、新たに山間地における養蚕複合経営モデル組織の育成等を推進することとし、甘味資源作物については、新たに、てん菜作付奨励補助金を交付するほか、主要畑作地域において、てん菜を基幹とする輪作を推進すること等を内容とするてん菜輪作営農団地育成特別事業を実施するとともに、サトウキビ生産合理化緊急対策事業等を実施することとしております。

以上のほか、農業機械の安全対策、農業の安全使用対策等についても、その推進を図ることとしております。

次に、輸入農林産物の安定確保対策について申し上げます。

国土資源の制約等から海外に依存せざるを得ない農林産物について、その安定的な供給を確保す

るため、大豆、飼料穀物及び木材の備蓄対策を強化することとし、総額四十九億円を計上しております。

また、開発途上地域等における農林産物の生産の安定と拡大等のための開発協力を拡充強化することとしております。

第二に、農業構造の改善と地域農業の振興等に関する予算について申し上げます。

わが国農業の生産体制を整備し、総合的な食糧自給力の向上を図るためには、前に申し上げました諸施策とともに、意欲的に農業に取り組む者の創意を生かして地域農業を振興し、農用地の確保と農業生産の担い手の育成を図ることが肝要であります。

このため、新たに、農業者の自主性と創意工夫により地域農業の総合的な推進方策を定めるとともに、農用地の確保と有効利用の推進、小規模の土地盤整備等を行う地域農政特別対策事業を実施することとし、五十億円を計上しております。

また、農業後継者の育成確保を図るため、新たに県の農業者研修施設における研修教育を農業改良助長法の改正により協同農業普及事業として位置づけ、その充実を図るとともに、地域農業後継者対策特別事業を実施することとしております。これらの施策とあわせて、農業後継者育成資金についても貸付枠の拡大とともに貸付条件の改善を行うこととしております。

次に、農地の流動化と農用地の開発を促進し、経営規模の拡大等に資するため、農地保有合理化促進事業を推進することとしております。また、第二次農業構造改善事業については、これを計画的に推進するほか、今後における農業構造改善対策の調査研究に資するとともに農業生産の担い手の確保と農用地等の高度利用を図るため、高度農業生産モデル地域整備実験事業に着手することとし、農業構造改善対策費として総額五百六十二億円を計上しております。

第三に、農山漁村の福祉の向上対策について申し上げます。

まず、農山漁村の生活環境の改善と福祉の向上に資するため、農村総合整備モデル事業を拡充するとともに、次期対策を充足させることとしております。また、農村基盤総合整備事業を推進するとともに、その一環として、新たに農業集落排水処理のための事業を試行的に実施するほか、林業及び漁業集落の環境条件を総合的に整備するためのモデル計画を樹立することとしております。

さらに、農業、林業、沿岸漁業構造改善事業の実施地域について、事業効果の一層の増大を期するため、生活環境整備に重点を置いた地域整備の緊急対策を新たに講ずることとしており、各構造改善事業費の一環として総額六十五億円を計上しております。

また、農山漁村における就業構造の改善に資するため、農業就業改善総合対策の推進に努めるとともに、山村振興対策等についても事業の推進に努めることとしており、所要の経費を計上しております。

さらに、農村婦人対策についても、新たに農村婦人セミナーを開催するとともに、農村婦人の家の設置につき助成するほか、農村婦人のグループ活動を助長することとしております。

また、生活改善普及事業についても、その充実と努めることとしております。

第四に、食品流通加工の近代化と消費者対策の充実等について申し上げます。

食料品を安定的に供給するため、さきに申し述べたように、畜産物、野菜、果実等についての生産、価格、流通加工対策を拡充強化するほか、生鮮食料品の流通のなめである卸売市場の整備について、百五十七億円を計上しております。また、小売業の近代化、新流通経路の開発等生鮮食料品の流通の近代化、効率化を図ることとしております。

また、消費者の食糧、農業への理解と親しみを深めるための総合的啓発事業を新たに実施する等消費者対策を強化するとともに、食品産業等農林関連企業対策についても施策の拡充を図っております。

第五に、農林漁業金融の拡充について申し上げます。

まず、農林漁業金融公庫資金については、新規貸付計画額を五千五百七十億円に拡大するとともに、融資内容の充実を図り、同公庫に対する補給金として六百六十二億円を計上しております。

次に、農業近代化資金について、貸付枠四千五百億円を確保するほか、林業改善資金、漁業近代化資金について、それぞれ三十億円、九百億円と貸付枠の拡大を図っております。

また、農業改良資金については、貸付枠を三百億円に拡大するとともに、農業改良資金助成法の改正を行い、貸付条件の改善を図ることとしております。

第六に、森林・林業施策に関する予算について申し上げます。

まず、林業生産基盤の整備については、林道事業として四百四十七億円、造林事業として二百五十六億円をそれぞれ計上し、事業の推進を図ることとしております。

国土保全対策の充実については、総事業費一兆二千億円の第五次治山事業五カ年計画を策定し、同計画の第一年度として八百七十八億円を計上するとともに森林開発公社による水源林造成事業を実施するための出資金七十二億円を計上しております。

次に、間伐の推進を図るため、林業改善資金を拡充するとともに、間伐林道の創設、間伐材の安定的流通の促進、需要の開発等の諸施策を総合的に実施することとしております。

また、林業構造改善事業については、百五十六億円を計上して、事業の推進を図るとともに、新入会林野等につきその整備と活用を促進するために、入会林野等高度利用促進対策事業を実施することとしております。また、中核林業振興地域の育成対策、林業労働力対策についても、所要の経費を計上しております。

さらに、森林の多角的機能の維持増進について

は、森林計画制度、保安林制度等の充実強化を図るほか、森林病害虫等防除事業の推進を図ることとし、特にマツクイムシの異常な蔓延を防止するため、松くい虫防除特別措置法を制定し、広域薬剤防除を重点とした計画防除制度を創設することとしており、総額四十一億円を計上しております。

また、木材の備蓄対策、林産物の流通消費改善対策等についても所要の経費を計上しております。

第七に、水産業の振興に関する予算について申し上げます。

まず、二百海里水域対策として、遠洋漁業の実績が確保されるよう強力な漁業外交を展開することとし、新たに官民一体となった使節団の派遣等を内容とした海外漁場確保緊急対策事業等を実施することとしております。

また、遠洋漁業対策の強化を図るため、国際漁業振興協力事業、新漁場開発調査事業を拡充することとし、総額九十八億円を計上しております。

以上のほか、わが国二百海里水域の設定に備えて、資源調査、指導取り締まり体制の強化等を行うこととしております。

次に、沿岸漁業については、沿岸漁場整備開発事業に七十五億円を計上して、その推進を図るほか、沿岸漁業構造改善事業に四十二億円を計上しております。

また、栽培漁業の推進を図るため、サケ・マスふ化放流事業の拡充を図るとともに、新たに、北日本海域における栽培漁業の拠点として北日本栽培漁業センターを設置することとしております。

漁港施設の整備については、総事業費一兆四千五百億円の第六次漁港整備計画を策定するとともに、同計画の第一年度として漁港関連道を含めて九百四十億円を計上するほか、漁港法の改正により第三種漁港の修築事業の国庫負担率等について、その一部の引き上げも含めて調整を図ることとしております。

さらに、水産物の価格、流通加工対策については、引き続き流通加工施設の整備を推進すること

もに、水産物調整保管事業についても対象品目を追加する等拡充強化を図っております。

また、漁業経営対策について、漁業経営維持安定資金の貸付枠六百億円を確保するとともに、漁業公害対策についても所要の経費を計上しております。

以上のほか、農林漁業施策の推進のために重要な予算といたしましては、試験研究費として六百七十五億円を計上するほか、農業、林業、水産業の普及指導事業及び生活改善普及事業について、総額三百九十一億円を計上しております。

また、農業災害補償制度の実施について、千八十四億円、農林統計情報の充実整備に八十六億円を計上しております。

次に、昭和五十二年の農林関係特別会計予算について御説明いたします。

まず、食糧管理特別会計については、国内米、国内麦及び輸入食糧につき食糧管理制度の適切な運用を図るとともに、国内産手でん粉の価格の安定並びに飼料の需給及び価格の安定を図るため、所要の予算を計上しております。なお、学校給食における米飯導入の促進、米の新規需要の開発その他米の消費拡大のための施策を拡充実施することとしております。食糧管理特別会計への一般会計からの繰入額は、調整勘定へ六千九百七十億円、国内米管理勘定へ三百三十億円、農産物等安定勘定へ十八億円及び輸入飼料勘定へ二百七十九億円を計上しております。

また、農業共済再保険特別会計については、一般会計から六百五十七億円を繰り入れることとしたほか、森林保険、漁船再保険及漁業共済保険、自作農創設特別措置、国有林野事業及び特定土地改良工事の各特別会計についても、それぞれ所要の予算を計上しております。

最後に、昭和五十二年の農林関係財政投融资計画については、農林漁業金融公庫等が必要とするもの等総額五千九百八十二億円の資金運用部資金等の借り入れ計画を予定しております。

算の概要の御説明を終わります。

○委員長(橋本治君) 本件に対する質疑は後日に譲ることいたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後一時四十六分散会

二月四日日本委員会に左の案件を付託された。

一、外国の漁業専管水域二百海里の設定に関する請願(第二八号)

一、水産業緊急対策に関する請願(第二三二号)

第二八号 昭和五十二年一月二十日受理

外国の漁業専管水域二百海里の設定に関する請願

請願者 茨城県水戸市三の丸一ノ五ノ三八 茨城県議会議員 千ヶ崎惣右衛門

紹介議員 郡 祐一君

米、ソ連邦などの漁業専管水域二百海里の設定に關し、次の事項の実現につき特段の配慮をされたい。

一、早急に強力な漁業外交を展開し、漁業専管水域二百海里における漁業実績を最大限に確保すること。

二、わが国においても、領海十二海里の設定を早期に行うこと。

三、漁業専管水域の設定による被害漁業者の救済措置については、万全を期すること。

四、沿岸漁場の整備開発と栽培漁業の推進、漁港の計画的整備、漁業資源の開発、利用の促進等を強力に推進すること。

五、以上の諸施策を強力に推進するため水産主管省を新設すること。

理由

外国の漁業専管水域二百海里の設定は、本県遠洋漁業の命運にかかわる重大な問題であるとともに、わが国の水産食糧資源の確保の上からも、特に憂慮される事態が派生している。一方本県近海においては、近時ソ連の大型漁船の操業などによ

り沿岸漁業が圧迫され被害も続出している。

第二三二号 昭和五十二年一月二十八日受理

水産業緊急対策に関する請願

請願者 福島市杉妻町二ノ一六福島県議会議員 議長 池田善治

紹介議員 鈴木 省吾君

政府及び国会は、外交交渉を積極的に推進するとともに水産物の安定的供給の確保と漁業経営の安定を図るため、速やかに次の措置を講ずるよう強く要望する。

一、水産業の我が国食糧産業における位置づけを明確にし、食糧政策の一環として水産政策の拡充を図ること。

二、他国経済水域内における伝統的漁業実績を確保すること。

三、未利用資源の調査開発を促進すること。

四、沿岸漁業振興対策を促進すること。

五、資源の有効利用と加工技術の開発を促進すること。

六、安全操業の確保を図ること。

理由

動物性たん白資源の多くを水産物に求めている我が国にとりては、水産物の安定的供給を図ることが強く要請されている。しかしながら、二百海里漁業専管水域の設定は国際的な趨勢となり、開発途上国に加え米、カナダ、E.C.、ソ連等においても二百海里漁業専管水域の設定を決めるなど、我が国漁業をとりまく諸情勢は極めて厳しく、水産物の安定的供給はもとより漁業経営は崩壊の危機に陥っている。

二月十日日本委員会に左の案件を付託された。

一、二百海里漁業専管水域設定に関する請願(第一六〇号)

一、昭和五十二年産米事前売渡限度数量適正配分に関する請願(第二五三三号)

一、牛肉等輸入の抑制措置に関する請願(第二六三三号)

一、漁業振興対策の強化に関する請願(第二六四号)

一、松くい虫の防除対策に関する請願(第二六五号)

第一六〇号 昭和五十二年一月三十一日受理

二百海里漁業専管水域設定に関する請願

請願者 新潟市学校町通一番町六〇二新潟県議会議員 長谷川吉雄

紹介議員 亘 四郎君

我が国食糧需給の現状にかんがみ、水産業を国民食糧確保のための重要産業として位置づけ、その方向を明確にして各種施策の充実強化を図るとともに、我が国水産史上最大の危機に対処するため、早急に次の措置を講ぜられたい。

一、漁業資源確保のため、強力な水産外交を展開し、公海における我が国の伝統的漁業実績の確保と安全操業体制の確立を図ること。

二、世界のすう勢から二百海里漁業専管水域を容認せざるを得なくなった場合は、操業規制による減船補償並びに入漁料は国庫において負担するとともに、関連対策もあわせて実施すること。

三、沿岸漁業の振興を図るため、漁港の整備拡充、漁場の整備開発、栽培漁業の展開、構造改善の推進等について積極的な施策を講ずるとともに、日本海漁業資源開発総合調査を行うなど、抜本的な総合施策を早急に実施すること。

理由

米・ソ両国をはじめとする各海洋国は、あいついで二百海里漁業専管水域の設定を宣言し、漁業資源の排他的管轄を主張しており、このことは、遠洋漁業に依存している我が国水産業に致命的な打撃を与え、また、我が国食糧政策の見地からも、その影響は極めて重大である。

第二五三号 昭和五十二年二月三日受理
昭和五十二年産米事前売渡限度数量適正配分に関する請願

請願者 北海道空知郡中富良野町中富良野市街八〇農業と生活を守る会内
林幹人外百三名

紹介議員 吉田忠三郎君

北海道水稲耕作農民が安んじて再生産に全生命を投入できるよう、昭和五十二年産米事前売渡限度数量の適正配分について次の施策を講ぜられたい。

一、産米調整の目的のためにする水田転換面積の配分については、各都道府県の水田作付面積を基礎とし、あくまで均等配分をして、絶対に傾斜配分をしないこと。

二、事前売渡限度数量の割当については、水田休耕実施年度昭和四十五年の前年度（昭和四十四年）ないし同四十年等の都道府県（市町村）についても同断の管理米政府売渡実績を算定の基礎とすること。

三、政府は、食糧管理法第三条により当該産米の申込数量の全量を買入れ入れること。

理由

政府は、国内産米の生産過剰を理由とし七年前にわたって水田休耕又は転換等を継続しているが、国内食糧の自給体制確立の観点に立てば、これは重大な誤りを犯している。米は日本国民の唯一の主食糧であり、生産条件の安定性を確保すれば、その土地の生産性は他の食糧等に比べられないほど優れている。北海道は、我が国最大の食糧生産基地としての諸条件を具備し、生産者農民の生産意欲も高揚している。

第二六三号 昭和五十二年二月三日受理
牛肉等輸入の抑制措置に関する請願
請願者 鹿児島市山下町一四ノ五六鹿児島

泉議会議長 小里貞則
紹介議員 迫水 久常君
畜産振興のため、牛肉の市況が再生産を確保できる価格に回復するまで、牛肉等輸入の抑制措置を講ぜられたい。

理由

当県は、全国有数の肉用牛生産県であるが、資材飼料価格の高騰や、景気の冷え込みに伴う消費減退により、牛肉市況は低迷を続けており、畜産農家は深刻な事態に陥っている。かかるときに、政府が当初計画を下回ったといえ二万トンの輸入わくを決定したこと及び貿易不均衡是正措置としてE.C.（欧州共同体）からの畜産物加工品の輸入拡大措置をとることで農家の不安はさらに高まる一方である。

第二六四号 昭和五十二年二月三日受理
漁業振興対策の強化に関する請願

請願者 鹿児島市山下町一四ノ五六鹿児島
泉議会議長 小里貞利

紹介議員 迫水 久常君

漁業の積極的振興を図り、国民の必要とする食料の安定的供給を確保するため、次の事項の実現を期されたい。

一、かつお、まぐろの遠洋漁場の確保について強力な漁業外交を展開し、その実現を図ること。

二、相手国との漁業交渉において要求される入漁料等は国の負担とすること。

三、沿岸漁場整備開発計画を拡充するとともに、五十二年年度予算の大幅な増額により、沿岸漁業の技術的振興を図ること。

四、第六次漁港整備計画を拡充するとともに、五十二年年度予算の大幅な増額を図り、計画の完全達成を期すること。

理由

今や、漁業専管水域二百海里の設定は世界の大勢となっており、我が国の漁業に与える影響は極めて重大である。特に、当県の場合、かつお漁業はミクロネシア海域を中心に、まぐろ漁業はハワイ周辺をはじめ世界各国の沿岸で操業しており、二百海里の設定による打撃は極めて深刻である。

第二六五号 昭和五十二年二月三日受理
松くい虫の防除対策に関する請願
請願者 鹿児島市山下町一四ノ五六鹿児島
泉議会議長 小里貞利

紹介議員 迫水 久常君

松くい虫の根本的な防除策を図るため、現在法制化が進められている「特定松くい虫防除特別措置法（仮称）」に非汚染地域の松類保全のため、汚染地域からの松類持込みの全面的禁止措置をおり込むよう講ぜられたい。

理由

松くい虫非汚染地域に対するまん延防止を図るためには、汚染地域からの松類持込みの全面的禁止を図る必要がある。現行森林病害虫等防除法による被害木の移動禁止だけでは、非汚染地域への害虫の伝ばを完全に防止することは困難である。

二月十九日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、松くい虫防除特別措置法案

一、漁港法の一部を改正する法律案

一、漁港法第十七条第三項の規定に基づき、漁港整備計画の変更について承認を求めるの件

松くい虫防除特別措置法案

松くい虫防除特別措置法案

（目的）

第一条 この法律は、松くい虫が運ぶ線虫類により松林に異常な被害が発生している状況にかんがみ、森林資源として重要な松林を保護するため、特別防除を緊急かつ計画的に推進する措置

を講じ、もつて国土の保全に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「松くい虫」とは、松の枯死の原因となる線虫類（以下「線虫類」という。）を運ぶ松くい虫をいう。

2 この法律において「特別防除」とは、松くい虫を駆除し、又はそのまん延を防止するため航空機を利用して行う薬剤による防除をいう。

（基本方針）

第三条 農林大臣は、昭和五十二年以降の五箇年間に於いて松くい虫が運ぶ線虫類により松林に発生している異常な被害が終息することとなるように、特別防除を行うべき松林に関する基準その他松くい虫の薬剤による防除に関する基本的な事項についての基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 農林大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、関係行政機関の長に協議するとともに、中央森林審議会及び関係都道府県知事の意見を聴かなければならない。

3 農林大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、関係行政機関の長及び関係都道府県知事に通知しなければならない。

（実施計画）

第四条 都道府県知事は、前条第三項の規定による通知を受けたときは、遅滞なく、基本方針に即して、民有林（森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二条第三項に規定する民有林をいう。）である松林について松くい虫の薬剤による防除に関する実施計画（以下「実施計画」という。）を定め、又はこれを変更しなければならない。

2 実施計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 基本方針に定める特別防除を行うべき松林に関する基準に適合する二以上の松林を合わせて政令で定めるところにより防除の単位と

して定める松林群（以下「松林群」という。）この特別防除の計画的な実施に必要事項

二 前号に掲げるもののほか、松くい虫の薬剤による防除の実施に必要事項

3 都道府県知事は、実施計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、都道府県森林審議会及び関係市町村長の意見を聴くとともに、農林大臣に協議しなければならない。

4 都道府県知事は、実施計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、関係市町村長に通知しなければならない。

（命令に代えて行う特別防除）

第五条 都道府県知事は、次に掲げる松林群につき、松くい虫を駆除し、又はそのまん延を防止するため特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、森林病虫害等防除法（昭和二十五年法律第五十三号）第五条第一項の規定による命令（同法第三条第一項第四号に掲げるものに限る。以下同じ。）に代えて、特別防除を行うことができる。

一 森林法第二十五条第一項又は第二項の規定により保安林として指定された松林その他の公益的機能が低い松林で政令で定めるものの面積がその面積の過半を占める松林群

二 特別防除を緊急に行わないとすれば、松くい虫が運ぶ線虫類により松林に発生している被害が著しく拡大することとなると認められる松林群（前号に掲げる松林群を除く。）

2 都道府県知事は、前項の規定により特別防除を行うときは、その二十日前までに、農林省令で定めるところにより、特別防除を行う区域及び期間を公表しなければならない。ただし、特別防除を特に緊急に行う必要があるときは、この限りでない。

3 前項の区域内において松林を所有する者は、同項の規定による公表があつた日から二週間以内に、理由を記載した書面をもつて都道府県知

事に不服を申し出ることができる。

4 都道府県知事は、前項の規定による不服の申出を受けたときは、当該申出をした者に対し、あらかじめ期日及び場所を通知して、公開による聴聞を行い、その者又はその代理人が証拠を提示し、意見を述べる機会を与えた後、当該申出に対する決定をしなければならない。

第六条 農林大臣は、前条第一項各号に掲げる松林群（政令で定める面積以上の面積を有するものに限り。）につき、都道府県知事の申出があつた場合において、早期に、かつ、徹底的に、松くい虫を駆除し、又はそのまん延を防止するため特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、森林病虫害等防除法第三条第一項第四号に掲げる命令に代えて、特別防除を行うことができる。

2 前項の場合には、前条第二項から第四項までの規定を準用する。

（受忍義務）

第七条 第五条第一項又は前条第一項の規定による特別防除が行われる区域内において松林を所有し、又は管理する者は、当該特別防除の実施行為を拒んではならない。

（薬剤の安全かつ適正な使用等）

第八条 松林群において特別防除を行う者は、薬剤の安全かつ適正な使用を確保するとともに、農業、漁業その他の事業に被害を及ぼさないように必要な措置を講ずるものとする。

（実施計画と薬剤による防除の命令との関係）

第九条 農林大臣又は都道府県知事は、松くい虫の防除に係る森林病虫害等防除法第三条第一項第四号に掲げる命令又は同法第五条第一項の規定による命令をするに当たっては、実施計画が達成されることとなるようにしなければならない。

（国有林）

第十条 国有林（森林法第二条第三項に規定する国有林をいう。）である松林を所管する国の機関は、基本方針に即して、当該松林について計画

的に松くい虫の防除を行うものとする。

（国の補助）

第十一条 国は、都道府県に対し、政令で定めるところにより、第五条第一項の規定により都道府県知事が行う特別防除に要する費用の一部を補助する。

（準用規定）

第十二条 森林病虫害等防除法第四条の二の規定は第五条第一項又は第六条第一項の規定による特別防除について、同法第十条の規定は第五条第一項の規定による特別防除について、それぞれ準用する。この場合において、同法第四条の二中「農林大臣は、第三条第一項又は前条第一項の規定により森林病虫害等の駆除又はそのまん延の防止のために必要な措置を行なう場合」とあるのは「農林大臣又は都道府県知事は、松くい虫防除特別措置法第六条第一項又は第五条第一項の規定により特別防除を行う場合」と、同法第十条中「第五条第一項若しくは同条第二項において準用する第四条第一項の規定により都道府県知事が行なう森林病虫害等の駆除若しくはそのまん延の防止のために必要な措置又は第七

条第二項の規定により森林害虫防除員の行なう処分」とあるのは「松くい虫防除特別措置法第五条第一項の規定により都道府県知事が行う特別防除」と、「森林、樹木、指定種苗又は伐採木等」とあるのは「松林」と読み替えるものとする。

（森林害虫防除員の事務の特例）

第十三条 森林害虫防除員は、森林病虫害等防除法第十一条に規定する事務のほか、第五条第一項の規定による特別防除に関する事務に従事するものとする。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。
2 この法律は、昭和五十七年三月三十一日限り、その効力を失う。

漁港法の一部を改正する法律案

漁港法の一部を改正する法律

漁港法（昭和二十五年法律第三十七号）の一部を次のように改正する。

「第三種漁港 北海道にあつては百分の六十（特定第三種漁港の外郭施設及び水域施設については、百分の七十）、その他の地域にあつては百分の五十（特定第三種漁港の外郭施設及び水域施設については百分の七十、特定第三種漁港の保留施設については百分の六十）」

第二十條第二項中

「第三種漁港 特定第三種漁港にあつては百分の七十（保留施設については、百分の六十）、その他の第三種漁港にあつては百分の六十（北海道以外の地域の第三種漁港の保留施設については、百分の五十）」

附則

（施行期日等）

1 この法律は、公布の日から施行し、改正後の第二十條第二項の規定は、国以外の者が施行する

る漁港修築事業に要する費用に係る国の負担金で昭和五十二年度の予算に係るもの（昭和五十二年に繰り越された昭和五十一年度の予算に係るものを除く。）から適用する。

(経過措置)

2 国以外の者が北海道以外の地域の第三種漁港(特定第三種漁港を除く。)について施行する漁港修築事業に要する費用のうち外郭施設又は水域施設の修築に要するものに係る負担金で昭和五十一年度の予算に係るもの(昭和五十二年以降に繰り越されたものを含む。)についての国の負担割合については、なお従前の例による。

一、漁港法第十七条第三項の規定に基づき、漁港整備計画の変更について承認を求めるの件
漁港法第十七条第三項の規定に基づき、漁港整備計画の変更について承認を求めるの件
内閣は、漁港整備計画の全部を別紙のとおり変更したので、漁港法(昭和二十五年法律第百三十七号)第十七条第三項の規定に基づき、国会の承認を求める。

漁港整備計画

我が国の水産業は、国民の食生活に必要な動物性たん白質食料の過半を水産物に依存している我が国において重要な役割を果たしているが、新しい海洋秩序の時代を迎えて水産物の安定的供給を確保するためには、今後一層その積極的な振興を図ることが必要である。このため、漁業の動向に即応して、水産業の基盤である漁港について、全

国的に計画的な整備拡充を行い、その機能の増進と安全性の確保を図り、もって漁業生産の確保と流通の円滑化及び漁業経営の安定に資する必要がある。

一 計画方針

1 漁業と漁港施設の現状とを基盤とし、将来における漁業生産の確保、流通機構の改善、漁港の安全性の確保、地域社会の基盤強化の観点から、沿岸漁業及び増養殖漁業振興上重要な漁港、沖合漁業の根拠地として重要な漁港、遠洋漁業の根拠地として重要な漁港並びに漁場の開発又は漁船の避難上特に必要な漁港について整備する。

2 整備する漁港の選定に当たっては、指定漁港のうち漁業振興上及び地域振興上重要であり、かつ、漁港施設の不足度の高いもの、経済効果の大きいもので緊急に整備する必要があるものを採択する。

二 計画

1 前項の計画方針に基づき、昭和五十二年以降六年度間に四百五十港の漁港について、それぞれの漁港に適用した外郭施設、係留施設、水域施設、輸送施設及び漁港施設用地等を整備する。

2 整備漁港
第一種漁港

都道府県名	漁港名	整備を必要とする主な施設
北海道	雄志内	外郭施設 係留施設 水域施設
	遠別	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設
	前浜	外郭施設 係留施設 水域施設 漁港施設用地
	別所	外郭施設 係留施設
	濃曇	外郭施設 係留施設 水域施設
	泊(後志)	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設
	厚別	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設

千走	美谷(瀬棚)	蛇	鶴	上 の 国	赤石(奥尻)	宮	静	白	涌	汐	恵	木	川	大	本	落	静	礼	虹	伊	沙	目	大	厚	桂	昆	奔	相	知
泊	泊	泊	泊	泊	泊	泊	浦	神	元	首	山	直	汲	舟	別	部	狩	文	田	達	見	黒	樹	内	恋	森	戸	泊	泊
外郭施設	外郭施設	外郭施設	外郭施設	外郭施設	外郭施設	外郭施設	外郭施設	外郭施設	外郭施設	外郭施設	外郭施設	外郭施設	外郭施設	外郭施設	外郭施設	外郭施設	外郭施設	外郭施設	外郭施設	外郭施設	外郭施設	外郭施設	外郭施設	外郭施設	外郭施設	外郭施設	外郭施設	外郭施設	外郭施設
係留施設	係留施設	係留施設	係留施設	係留施設	係留施設	係留施設	係留施設	係留施設	係留施設	係留施設	係留施設	係留施設	係留施設	係留施設	係留施設	係留施設	係留施設	係留施設	係留施設	係留施設	係留施設	係留施設	係留施設	係留施設	係留施設	係留施設	係留施設	係留施設	係留施設
水域施設	水域施設	水域施設	水域施設	水域施設	水域施設	水域施設	水域施設	水域施設	水域施設	水域施設	水域施設	水域施設	水域施設	水域施設	水域施設	水域施設	水域施設	水域施設	水域施設	水域施設	水域施設	水域施設	水域施設	水域施設	水域施設	水域施設	水域施設	水域施設	水域施設

東 京			千 葉			福 島		山 形	宮 城					岩 手		青 森							
湯 野 増 郷 の 浜			富 太 飯 浦 東 岡			請 真 野 川 戸		吹 浦	江 松 室 寄 大 北 上					門 野 茂 師 前 野 浜		小 奥 磯 蟹 一 本 別		登 米 床			富 武 士 浦		
外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設			外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地			外郭施設 係留施設 水域施設 水域近設		外郭施設 係留施設 水域施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水域施設 水域施設 漁港施設用地					外郭施設 係留施設 水域施設 水域施設 輸送施設		外郭施設 係留施設 水域施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地		外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地			外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地		

長 崎			佐 賀		福 岡	高 知		愛 媛			香 川	徳 島	山 口	鳥 取	兵 庫	滋 賀	三 重	静 岡	石 川	新 潟
唐 千 志 泉 石 崎 藻 賀			馬 加 唐 島 島		養 島	高 野 根 岡		岩 篠 北 福 浦 塚 城			櫃 石	龜 浦	梶 浦	酒 津	灘	沖 之 島	石 鏡	地 頭 方	鹿 磯	多 田
外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地			外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地		外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設		外郭施設 係留施設 水域施設 水域施設 漁港施設用地			外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地	

[illegible]

福井	石川	富山	新潟					神奈川	東京	千葉			茨城	山形	秋田	
日 菜	松 高	経 黒	姫 水	高 市	名 出	雲 霞	佐 島	坪 田	勝 和	勝 浦	外 川	平 湯	堅 由	金 八	浦 森	浦 森
向 崎	波 倉	田 部	津 津	千 振	立 崎	屋 崎	島 田	田 田	山 田	山 田	部 川	湯 田	沢 良	浦 森	森 田	森 田
外郭施設	外郭施設	外郭施設	外郭施設	外郭施設	外郭施設	外郭施設	外郭施設	外郭施設	外郭施設	外郭施設	外郭施設	外郭施設	外郭施設	外郭施設	外郭施設	外郭施設
保留施設	保留施設	保留施設	保留施設	保留施設	保留施設	保留施設	保留施設	保留施設	保留施設	保留施設	保留施設	保留施設	保留施設	保留施設	保留施設	保留施設
水域施設	水域施設	水域施設	水域施設	水域施設	水域施設	水域施設	水域施設	水域施設	水域施設	水域施設	水域施設	水域施設	水域施設	水域施設	水域施設	水域施設
漁港施設用地	漁港施設用地	漁港施設用地	漁港施設用地	漁港施設用地	漁港施設用地	漁港施設用地	漁港施設用地	漁港施設用地	漁港施設用地	漁港施設用地	漁港施設用地	漁港施設用地	漁港施設用地	漁港施設用地	漁港施設用地	漁港施設用地

和歌山	兵庫					京都	三重					愛知	静岡		
箕 賀	沼 浅	仮 諸	浜 林	垂 水	伊 根	浅 茂	神 菅	遊 古	奈 屋	宿 田	安 乗	篠 日	一 西	舞 吉	静 内
島 崎	島 野	屋 寄	坂 崎	崎 水	川 根	川 根	島 島	木 江	浦 曾	曾 乘	乘 田	島 賀	色 豆	阪 田	浦 浦
外郭施設	外郭施設	外郭施設	外郭施設	外郭施設	外郭施設	外郭施設	外郭施設	外郭施設	外郭施設	外郭施設	外郭施設	外郭施設	外郭施設	外郭施設	外郭施設
保留施設	保留施設	保留施設	保留施設	保留施設	保留施設	保留施設	保留施設	保留施設	保留施設	保留施設	保留施設	保留施設	保留施設	保留施設	保留施設
水域施設	水域施設	水域施設	水域施設	水域施設	水域施設	水域施設	水域施設	水域施設	水域施設	水域施設	水域施設	水域施設	水域施設	水域施設	水域施設
漁港施設用地	漁港施設用地	漁港施設用地	漁港施設用地	漁港施設用地	漁港施設用地	漁港施設用地	漁港施設用地	漁港施設用地	漁港施設用地	漁港施設用地	漁港施設用地	漁港施設用地	漁港施設用地	漁港施設用地	漁港施設用地

島根				鳥取	岡山				広島	山口			
御津				泊	虫津				杵能	安下			
小伊	須津	大崎	須津	三輪	下津	真鍋	美能	倉橋	豊島	柳井	上賀	宇部	大湊
外郭施設	外郭施設	外郭施設	外郭施設	外郭施設	外郭施設	外郭施設	外郭施設	外郭施設	外郭施設	外郭施設	外郭施設	外郭施設	外郭施設
係留施設	係留施設	係留施設	係留施設	係留施設	係留施設	係留施設	係留施設	係留施設	係留施設	係留施設	係留施設	係留施設	係留施設
水域施設	水域施設	水域施設	水域施設	水域施設	水域施設	水域施設	水域施設	水域施設	水域施設	水域施設	水域施設	水域施設	水域施設
漁港施設用地	漁港施設用地	漁港施設用地	漁港施設用地	漁港施設用地	漁港施設用地	漁港施設用地	漁港施設用地	漁港施設用地	漁港施設用地	漁港施設用地	漁港施設用地	漁港施設用地	漁港施設用地
徳島				愛媛				高知				福岡	
瀬戸				宮田				安芸				福岡	
野井	大井	玉江	野瀬	九宮	豊田	伊吹	川崎	安芸	野見	佐賀	窪津	柄杓	波田
外郭施設	外郭施設	外郭施設	外郭施設	外郭施設	外郭施設	外郭施設	外郭施設	外郭施設	外郭施設	外郭施設	外郭施設	外郭施設	外郭施設
係留施設	係留施設	係留施設	係留施設	係留施設	係留施設	係留施設	係留施設	係留施設	係留施設	係留施設	係留施設	係留施設	係留施設
水域施設	水域施設	水域施設	水域施設	水域施設	水域施設	水域施設	水域施設	水域施設	水域施設	水域施設	水域施設	水域施設	水域施設
漁港施設用地	漁港施設用地	漁港施設用地	漁港施設用地	漁港施設用地	漁港施設用地	漁港施設用地	漁港施設用地	漁港施設用地	漁港施設用地	漁港施設用地	漁港施設用地	漁港施設用地	漁港施設用地
佐賀				香川				徳島				福岡	
唐屋				伊吹				瀬戸				福岡	
玄界	沖端	福吉	岐志	浦崎	湊崎	津崎	波田	柄杓	窪津	佐賀	安芸	野見	佐賀
外郭施設	外郭施設	外郭施設	外郭施設	外郭施設	外郭施設	外郭施設	外郭施設	外郭施設	外郭施設	外郭施設	外郭施設	外郭施設	外郭施設
係留施設	係留施設	係留施設	係留施設	係留施設	係留施設	係留施設	係留施設	係留施設	係留施設	係留施設	係留施設	係留施設	係留施設
水域施設	水域施設	水域施設	水域施設	水域施設	水域施設	水域施設	水域施設	水域施設	水域施設	水域施設	水域施設	水域施設	水域施設
輸送施設	輸送施設	輸送施設	輸送施設	輸送施設	輸送施設	輸送施設	輸送施設	輸送施設	輸送施設	輸送施設	輸送施設	輸送施設	輸送施設

[illegible]

青 森 縣				岩 手 縣				宮 城 縣		秋 田 縣	福 島 縣	茨 城 縣	千 葉 縣
大 鰺 沢	青 森	大 鰺 沢	大 鰺 沢	山 田	大 鰺 沢	大 鰺 沢	大 鰺 沢	女 川	大 鰺 沢	大 鰺 沢	大 鰺 沢	大 鰺 沢	大 鰺 沢
外郭施設	係留施設	係留施設	係留施設	外郭施設	係留施設	係留施設	係留施設	係留施設	係留施設	係留施設	係留施設	係留施設	係留施設
水城施設	水城施設	水城施設	水城施設	水城施設	水城施設	水城施設	水城施設	水城施設	水城施設	水城施設	水城施設	水城施設	水城施設
輸送施設	輸送施設	輸送施設	輸送施設	輸送施設	輸送施設	輸送施設	輸送施設	輸送施設	輸送施設	輸送施設	輸送施設	輸送施設	輸送施設
漁港施設用地	漁港施設用地	漁港施設用地	漁港施設用地	漁港施設用地	漁港施設用地	漁港施設用地	漁港施設用地	漁港施設用地	漁港施設用地	漁港施設用地	漁港施設用地	漁港施設用地	漁港施設用地

神 奈 川 縣	新 潟 縣	富 山 縣	石 川 縣	福 井 縣	靜 岡 縣	愛 知 縣	三 重 縣	京 都 府	兵 庫 府	和 歌 山 縣	鳥 取 縣	島 根 縣
小 田 原	能 生	新 湊	橋 立	小 浜	用 田	形 原	波 切	舞 鶴	香 住	和 歌 山	網 代	西 郷
外郭施設	係留施設	係留施設	係留施設	係留施設	係留施設	係留施設	係留施設	係留施設	係留施設	係留施設	係留施設	係留施設
水城施設	水城施設	水城施設	水城施設	水城施設	水城施設	水城施設	水城施設	水城施設	水城施設	水城施設	水城施設	水城施設
輸送施設	輸送施設	輸送施設	輸送施設	輸送施設	輸送施設	輸送施設	輸送施設	輸送施設	輸送施設	輸送施設	輸送施設	輸送施設
漁港施設用地	漁港施設用地	漁港施設用地	漁港施設用地	漁港施設用地	漁港施設用地	漁港施設用地	漁港施設用地	漁港施設用地	漁港施設用地	漁港施設用地	漁港施設用地	漁港施設用地

計	鹿 兒 島	宮 崎	大 分	熊 本	長 崎	佐 賀	高 知	愛 媛	徳 島	山 口	広 島
八 十 二 港	山 串 阿 久 木 野 根 川	目 油 門 井 津 海 川 呂 土	浦 江	牛 深	館 奈 芦 良 尾 辺 母 野	高 串	清 宇 室 戸 岬 水 佐	八 幡 浜	牟 岐	萩 崎	草 津
	外郭施設 係留施設 水城施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水城施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水城施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水城施設 輸送施設 漁港施設用地	係留施設 水域施設 輸送施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水城施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水城施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水城施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水城施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水城施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水城施設 輸送施設 漁港施設用地

特定第三種漁港

都道府県名	漁港名	整備を必要とする主な施設
青 森	八 戸	外郭施設 係留施設 水城施設 輸送施設 漁港施設用地
宮 城	石 巻 釜	外郭施設 係留施設 水城施設 輸送施設 漁港施設用地
千 葉	銚 子	外郭施設 係留施設 水城施設 輸送施設 漁港施設用地
神 奈 川	三 崎	外郭施設 係留施設 水城施設 輸送施設 漁港施設用地
静 岡	焼 津	外郭施設 係留施設 水城施設 輸送施設 漁港施設用地
島 根	浜 田	外郭施設 係留施設 水城施設 輸送施設 漁港施設用地
福 岡	博 多	係留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地
長 崎	長 崎	外郭施設 係留施設 水城施設 輸送施設 漁港施設用地
鹿 兒 島	枕 崎	外郭施設 係留施設 水城施設 輸送施設 漁港施設用地
計	十 一 港	

第四種漁港

都道府県名	漁港名	整備を必要とする主な施設
北 海 道	東 浦	外郭施設 係留施設 水城施設 輸送施設
	抜 海	外郭施設 係留施設 水城施設 輸送施設
	鉄 府	外郭施設 係留施設 水城施設 輸送施設
	仙 志	外郭施設 係留施設 水城施設 輸送施設
	雄 冬	外郭施設 係留施設 水城施設 輸送施設
	余 別	外郭施設 係留施設 水城施設 輸送施設
	須 築	外郭施設 係留施設 水城施設 輸送施設

鹿 兒 島	宮 崎	大 分	長 崎	福 岡	愛 媛	山 口	島 根	和 歌 山	京 都	三 重	愛 知	靜 岡	福 井
坊	宮 之 浦	保 佐 賀 関 戸 島	荒 豆 水 伊 奈 崎 酸	小 呂 島	本 佐 田 岬 浦	見 川 尻 島	浦 中 十 六 島 村 郷	阿 尾	中 浜	和 具 (和 具)	赤 羽 根	福 妻 良 田	越 前
外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水域施設	外郭施設 係留施設 水域施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設	外郭施設 係留施設 水域施設	外郭施設 係留施設 水域施設	外郭施設 水域施設 輸送施設	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地

計	沖 繩									
	久波池仲安	部照間	良間	田里	知	早	大	前	西	手
六十七港	外郭施設 係留施設 水城施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水城施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水城施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水城施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水城施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水城施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水城施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水城施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水城施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水城施設 輸送施設 漁港施設用地

なお、本計画の実施に当たっては、今後の経済、財政事情及び漁業の動向等を勘案しつつ、弾力的に行うものとする。

二月二十三日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、農業改良助長法の一部を改正する法律案
一、農業改良資金助成法の一部を改正する法律案

農業改良助長法の一部を改正する法律案
農業改良助長法（昭和二十三年法律第百六十五号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一項中「且つ」を「かつ」に、「補助金」を「協同農業普及事業負担金（以下単に「負担金」という。）」に改める。

第十四条第一項中「補助金」を「負担金」に、「左に」を「次に」に改め、同項第四号中「前二号」を「前三号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号中「行うこと」の下に「（前号の事業を除く。）」を加え、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 農民研修教育施設において農業後継者たる農村青少年に対し近代的な農業経営を担当するために必要な農業又は農民生活の改善に関する研修教育を行うこと。

第十四条第二項中「補助金」を「負担金」に改める。

第十四条の二第一項中「第四号」を「第五号」に改め、同条第四項中に「あたる」を「当たる」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、専ら前条第一項第三号の研修教育に当たる改良普及員にあつては、農民研修教育施設たる機関に属することを妨げない。

第十四条の六第二項中「改良普及員」を「その

所属の改良普及員」に改める。

第十五条第一項中「補助金」を「負担金」に改め、同条第二項中「補助金の割当」を「負担金の割当」に改める。

第十六条（見出しを含む。）中「補助金」を「負担金」に、「割当」を「割当て」に、「但し」を「ただし」に改める。

第十六条の二中「補助金」を「負担金」に、「都道府県別割当」を「都道府県別割当て」に、「左の」を「次の」に改める。

第十六条の三中「補助金」を「負担金」に、「及び第二号」を「から第三号まで」に、「こえる」を「超える」に、「第三号及び第四号」を「第四号及び第五号」に改める。

第十九条（見出しを含む。）中「補助金」を「負担金」に改める。

第二十条の見出しを「（負担金の還付）」に改め、同条第一項中「補助金」を「負担金」に、「左の」を「次の」に改め、同条第二項中「補助金の割当」を「負担金の割当て」に改める。

第二十条の二（見出しを含む。）第二十一条及び第二十二条第一項中「補助金」を「負担金」に改める。

第二十三条第一項中「左の」を「次の」に、「補助金」を「負担金」に、「割当」を「割当て」に改め、同条第三項中「補助金の割当」を「負担金の割当て」に改め、同条第四項中「補助金」を「負担金」に改める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律の施行前に改正前の農業改良助長法第十五条第一項の規定によつてした昭和五十二年年度の予算に係る助成の申請は、改正後の農業改良助長法（以下「新法」という。）第十五条第一項の規定によつてしたものみなす。

3 新法第十四条第一項第三号の事業及び同項第五号の事業（同項第三号の事業の遂行に必要な施設を整備するものに限る。）に係る負担金については、昭和五十二年年度の予算に係るものに限

り、新法第十五条第一項中「毎年一月三十一日」とあるのは「昭和五十二年七月三十一日」と、「次年度」とあるのは「昭和五十二年度」と、「経費見積書並びに過去一箇年間に於ける普及事業の実績報告書」とあるのは「経費見積書」と、新法第十六条中「毎年三月三十一日」とあるのは「昭和五十二年九月三十日」とし、同条ただし書の規定は適用がないものとする。

農業改良資金助成法の一部を改正する法律案
農業改良資金助成法（昭和三十一年法律第百二号）の一部を次のように改正する。

第四条中「貸付」を「貸付け」に、「百分の七十」を「百分の八十」に改める。

第五条第一項中「五年をこえない」を「七年を超えない」に改める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律の施行前に行われた農業改良資金助成法第三条第一項の貸付けに係る資金の限度額及び償還期間については、なお従前の例による。

二月二十五日本委員会に左の案件を付託された。

一、卸売市場における野菜保冷施設の整備強化に関する請願（第五〇四号）（第五一八号）

第五〇四号 昭和五十二年二月十四日受理
卸売市場における野菜保冷施設の整備強化に関する請願

請願者 長野市大宇南長野野長野県議会内
増田正敏

紹介議員 木内 四郎君
卸売市場における野菜保冷施設の整備強化について、各卸売市場開設者に対し強力な指導をするともに、必要な助成措置を講ぜられたい。

理由

本県においては、昭和四十七年度から県単独事業として、更に、昭和四十八年度から五箇年計画で国の助成も得て野菜予冷施設並びに保冷輸送体系の整備を進め、昭和五十二年には予冷対象野菜の九十パーセントの予冷出荷が見込まれ、また、本県以外の野菜生産県においても、既に施設整備が進んでいる。しかし、現在、これを受け入れる各卸売市場には保冷施設が少ないため、産地予冷の効果が中断されている現状である。

第五一八号 昭和五十二年二月十五日受理

卸売市場における野菜保冷施設の整備強化に関する請願

請願者 長野市大字南長野長野県議会議長 松下逸雄

紹介議員 羽生 三七君

この請願の趣旨は、第五〇四号と同じである。

三月四日本委員会に左の案件を付託された。

一、漁業関係法令違反に関する罰則強化に関する請願(第五九八号)

一、土地改良事業の通年施行に対する奨励補助金の増額に関する請願(第五九九号)

一、非補助農道整備事業に対する融資率の改善に関する請願(第六〇〇号)

一、農畜産物輸入の拡大中止に関する請願(第六〇一号)

一、農林漁業金融公庫盛岡支店の設置に関する請願(第六〇二号)

一、韓国産わかめの輸入に関する請願(第六〇三号)

一、沿岸沖合漁業の振興に関する請願(第六〇六号)

一、第三種漁港整備事業に対する国庫負担率の引上げに関する請願(第六〇七号)

一、北上山地域の開発事業の促進に関する請願(第六〇八号)

一、中国食肉輸入禁止解除に関する請願(第六〇九号)

第五九八号 昭和五十二年二月二十一日受理

漁業関係法令違反に関する罰則強化に関する請願

請願者 岩手県盛岡市内九一〇ノ一岩手県議會議長 藤原哲夫

紹介議員 岩動 道行君

県漁業調整規則の罰則を強化するため、漁業法第六十五条第三項及び水産資源保護法第四条第三項に規定する罰則の上限を強化するよう改正された。

理由

近年の観光客の増加と、生鮮魚貝類に対する需要の増加に伴い、本県ではあわびを中心とした密漁が続発し、これが大規模かつ常習化、悪質化している。これに対処するため、漁協系統、県、県警察本部、海上保安部等の機関は密漁防止の徹底を期し最大の努力を傾注しているが、量刑が軽く再犯防止の効果が期しがたい状況となっている。

第五九九号 昭和五十二年二月二十一日受理

土地改良事業の通年施行に対する奨励補助金の増額に関する請願

請願者 岩手県盛岡市内九一〇ノ一岩手県議會議長 藤原哲夫

紹介議員 岩動 道行君

土地改良事業の通年施行に対する奨励補助金を適正に増額せられたい。

理由

圃場整備事業に対する奨励補助金は、昭和四十五年に本制度が発足以来十一年間三万円の低額にすぎ置かれているが、これは米価の改定、物

価の変動等からみて、はなはだ不合理であり、かつ汎用耕地利用の効果と本整備事業の計画的推進を図るためにも大きな支障となつてゐる。このため昭和五十一年度通年施行面積二万ヘクタールが達成できない状況である。一方、昭和五十年産米の昭和五十一年十月末現在百八十万トンの計画が実質二百六十万トンの在庫となり、明年度九十万トンの生産調整計画を百三十万トンと計画変更が検討されている現状である。

第六〇〇号 昭和五十二年二月二十一日受理

非補助農道整備事業に対する融資率の改善に関する請願

請願者 岩手県盛岡市内九一〇ノ一岩手県議會議長 藤原哲夫

紹介議員 岩動 道行君

非補助農道整備事業に対する融資率を他事業と同様に、事業費全額に対し三・五パーセント資金の借入れを可能ならしめるよう資金制度の改善措置を講ぜられたい。

理由

農業生産の近代化及び農産物の流通の合理化を推進し、地域農業の振興を図るためには、農道網の整備改良が極めて重要であり、その事業量は逐年増大しているが、非補助農道整備事業に対する公庫資金の融資率は八十パーセントと定められているため、融資残二十パーセントの事業費に対する借入れ金利は非常に高額となり、農家経済を著しく圧迫するばかりでなく、事業の実施をやむなく見送らざるを得ない実態となつてゐる。

第六〇一号 昭和五十二年二月二十一日受理

農畜産物輸入の拡大中止に関する請願

請願者 岩手県盛岡市内九一〇ノ一岩手県議會議長 藤原哲夫

紹介議員 岩動 道行君

らの輸入拡大を中止し、これらの農畜産物は国内自給生産拡大に努めるとともに、生産者価格保障を図られたい。

理由

政府は、先般欧州共同体との間に、工業製品の輸出の見返りとして農畜産物輸入の拡大を行うことを決定した。この決定が実施されると、本県の農業は大打撃を受け、農民の生活不安が拡大する結果となることが予想される。

第六〇二号 昭和五十二年二月二十一日受理

農林漁業金融公庫盛岡支店の設置に関する請願

請願者 岩手県盛岡市内九一〇ノ一岩手県議會議長 藤原哲夫

紹介議員 岩動 道行君

農林漁業金融公庫盛岡支店を設置するよう強く要望する。

理由

現在、本県における農林漁業金融公庫資金の業務は農林漁業金融公庫仙台支店が所管しているが、地理的な事情もあり、融資を受ける農林漁業者はもとより、各関係機関、団体も融資業務の遂行上種々の不便を来している。

第六〇三号 昭和五十二年二月二十一日受理

韓国産わかめの輸入に関する請願

請願者 岩手県盛岡市内九一〇ノ一岩手県議會議長 藤原哲夫

紹介議員 岩動 道行君

韓国産わかめの輸入によつて、岩手県の浅海増殖漁家の経営は不安定になり、生活が著しく圧迫されているから、韓国産わかめの輸入を即時中止する等の強力な措置を講じ、国内生産振興の方策を樹立して、漁民生活の安定を図るよう強く要望する。

第六〇四号 昭和五十二年二月二十一日受理
冷害対策の確立に関する請願

請願者 岩手県盛岡市内丸一〇ノ一岩手県
議会議長 藤原哲夫

紹介議員 岩動 道行君

冷害に対しての県市町村等の救済対策費並びに地方税減免分に対する財源等を完全に補てんとするとともに、次の事項について早急に措置し、冷害防止の恒久的な対策に万全を期するよう強く要望する。

- 一、温水ため池の新設、改修及び漏水防止のための土地改良事業等土地基盤の整備を積極的
- 二、畑作の適地適作の徹底と経営施設の整備を図ること。
- 三、耐冷性品種育成の推進と冷害防止技術の開発を図ること。
- 四、農業気象情報網の充実と通報体制の整備を図ること。
- 五、食糧供給基地として東北・北海道農業の安

定振興を図るため、地域振興特別対策の充実強化を図ること。

理由 本年の異常気象による冷害は、本県をはじめ北日本地域にじんだ被害をもたらしたが、このような異常気象の傾向は、今後継続することが懸念される。

第六〇五号 昭和五十二年二月二十一日受理
領海十二海里宣言等に関する請願

請願者 岩手県盛岡市内丸一〇ノ一岩手県
議会議長 藤原哲夫

紹介議員 岩動 道行君

一、ソ連漁船との紛争がおおむね四ないし十二海里の範囲内にあることから、速やかに領海を十二海里とすること。

二、外国の漁業専管水域内における漁業の操業実績を確保すること。

三、外国に対する入漁料については国において助成を講ずること。

四、外国漁場から締め出される漁船が出る場合は、これら漁船経営者、乗組員の転送業については、十分な助成の措置を講ずるとともに、締め出された漁船によつて沿岸、沖合漁船が圧迫を受けることのないよう配慮すること。

理由

国連海洋法会議における二百海里経済水域設定のすう勢及び米国の「一九七六年の漁業保存管理法」の制定等は、わが国の沖合遠洋漁業にとつては極めて深刻である。昨年、日ソ漁業協定が締結され、紛争の未然防止の措置が講ぜられたが、その後においても事故が発生している。

第六〇六号 昭和五十二年二月二十一日受理
沿岸沖合漁業の振興に関する請願

請願者 岩手県盛岡市内丸一〇ノ一岩手県
議会議長 藤原哲夫

紹介議員 岩動 道行君

「沿岸漁業整備開発法」を改正し、国の事業として、わが国周辺の大規模な漁場の開発、公害によつて荒廃した漁場の整備復旧を行うなど、国民の魚類たんばく食糧確保のために沿岸沖合漁業の振興を図りたい。

理由

海洋における経済水域二百海里が現実のものとなつてきた今日、国民の魚類たんばく食糧確保のため、わが国の沿岸沖合漁業の振興が刻下の急務となつてきている。

第六〇七号 昭和五十二年二月二十一日受理
三種漁港整備事業に対する国庫負担率の引上げに関する請願

請願者 岩手県盛岡市内丸一〇ノ一岩手県
議会議長 藤原哲夫

紹介議員 岩動 道行君

三種漁港整備事業に対する国庫負担率を引き上げらるる。

理由

岩手県水産業振興上特に重要な三種漁港は、各漁港とも多数漁船の利用と大量の漁獲物の処理をしているが、十分に整備されているとはいえず、大規模かつ近代化的な漁港としての整備が強く要望されている。従来、これら漁港の整備は、地方公共団体、漁業協同組合等の多額の負担により事業を実施してきたが、特に最近における地方財政の窮乏や漁業協同組合の資金難等にかんがみ、これら負担額を軽減し、事業の円滑な促進を図ることがきわめて重要である。

第六〇八号 昭和五十二年二月二十一日受理
北上山地域の開発事業の促進に関する請願

請願者 岩手県盛岡市内丸一〇ノ一岩手県
議会議長 藤原哲夫

紹介議員 岩動 道行君

北上山地域の開発の柱となる広域農業開発事業及び大規模林業開発事業の促進を図るため、次の事項の実現を図りたい。

一、広域農業開発事業及び大規模林業開発事業の予算を大幅に拡大し計画どおりの事業進行を図ること。

二、広域農業開発事業は「後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律」に定める負担割合の特例と同様の措置を講じ、円滑な事業推進を図ること。

三、大規模林業開発事業の国庫補助率を引き上げるとともに、受益者賦課率を引き下げる。

四、中核林道事業は昭和五十二年度から着工できよう早期に制度化を図ること。

大屋敏夫外六名

紹介議員 野々山一三君
政府は、日中貿易協定の一環として、中国を信頼して速やかに中国食肉輸入の早期実現を図りたい。

理由

中国産の食肉については、現在中国に於ける家畜衛生管理状況が不明であり、口蹄疫が存在する疑いがあるとして我が国への輸入は禁止されている。しかし三回にわたり我が国の家畜衛生管理の権威ある学者を中国に派遣し現地調査の結果、農林省が危うくするような家畜伝染病、口蹄疫は千九百六十二年以降完全に撲滅されていることが解明された。又、家畜衛生管理と防疫措置は、他の先進国各国に見られない周到な管理で完全なものであると証明されている。更に、中華人民共和国農林部畜牧獣疫局発行の家畜伝染病月報が農林省宛に送られてきているが、この月報にも口蹄疫の発生がないことが証明されている。これらの証明に基づき中国食肉の輸入を実現することは、我が国の食肉の不足を緩和するのみならず、食品一般の価格の高騰を防止し国民の生活安定に資する唯一最善の方策であり、又、国民の支持に値するものである。日中国交回復後の日中貿易は大幅な進展がみられるが、輸出入のアンバランスは毎日に大きくなり、日本の出超額は七億三千万ドル（二百五十億円）を超えている。中国食肉の輸入は、日中貿易額の均衡を図るとともに、我が国の食生活の向上に大きく寄与し輸出振興に貢献するという国策に沿う重要な問題となつてきている。我が国の食肉需要は年々増大し供給が追いつかず、価格は毎年三割程度の高騰を続けており、又、国際的にも食肉資源が枯かちして輸入価格も上昇している。西諸国等はここ数年米中国から大量の食肉を輸入し自国民の食生活の安定を図り、その見返りとして売込みを増大させている。このことは、中国食肉が衛生面で行き届いた管理下にあり、しかも良質な食肉であり人畜に悪影響を及ぼさないことをはつきり物語っている。

三月八日本委員会に左の案件を付託された。

一、農用地開発公団法の一部を改正する法律案

農用地開発公団法の一部を改正する法律案

農用地開発公団法の一部を改正する法律案

農用地開発公団法（昭和四十九年法律第四十三号）の一部を次のように改正する。

第八条中「四人」を「五人」に改める。

第十九条第一項第一号イ中「又は改良」の下に「（ハ）の事業を除く。」を加え、同号ハ中「イ」の下に「又はハ」を加え、同号中ハをニとし、ロの次に次のように加える。

ハ 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十条第三項に規定する事業（以下「国営干拓事業」という。）により造成されるべき干拓地又は埋立地（以下「干拓予定地」という。）における農用地の造成及びこれと併せて行う農業用施設の用に供される土地の造成

第十九条第二項中「若しくはロ」を「からハまで」に改め、同条に次の一項を加える。

3 公団は、前二項の業務のほか、八郎潟新農村建設事業（旧八郎潟新農村建設事業団法（昭和四十年法律第八十七号）に基づく旧八郎潟新農村建設事業団の業務をいう。）のうち、同法第十九条第一項第一号に規定する土地の整備に係る受益者等に対する費用の賦課徴収並びに同項第四号から第六号までに規定する施設、土地及び機械器具の譲渡しに関する業務を行うことができる。

第二十条第一項各号列記以外の部分中「次に」を「次の各号」に改め、「のすべて」を削り、同項第一号中「低い農用地」の下に「（前条第一項第一号ハの事業を行うべき旨の申出にあつては、農用地とすることの適当な干拓予定地）」を加え、同項第三号中「申出」を「前条第一項第一号イの事業を行うべき旨の申出にあつては、申出」に改め、

同項に次の一号を加える。

四 前条第一項第一号ハの事業を行うべき旨の申出にあつては、その内容が、申出に係る区域で行われる国営干拓事業につき定められた土地改良事業計画からみて適当であること。

第二十一条第二項中「事業実施計画」を「第十九条第一項第一号イの事業又はこれと併せて行う同号ロ若しくはこの事業に係る事業実施計画（以下「一般地域事業実施計画」という。）を」「事業実施計画」を「一般地域事業実施計画」に、「第十九条第一項第一号イ」を「同号イ」に改め、「昭和二十四年法律第九十五号」を削る。

第二十二條第二項及び第三項中「事業実施計画」を「一般地域事業実施計画」に改める。

第二十五条第二項中「災害復旧事業実施計画」を「災害復旧事業実施計画（第十九条第一項第一号イ又はロの事業を行うことにより新設され、又は改良された土地改良施設についての同項第三号の業務に係るものに限る。）を」に、「第十九条第一項第三号」を「同号」に改める。

第二十六条第一項中「又は第五号の」を「若しくは第五号の業務又は同条第三項に規定する譲渡に関する」に改める。

第二十七条第一項中「及びロ」を「からハまで」に、「並びに」を「及び」に改め、同条第二項中「事業参加資格者」の下に「（負担する費用が第十九条第一項第一号ハの事業又は同号ハの事業を行うことにより新設され、若しくは改良された土地改良施設についての同項第三号の業務に要するものである場合に於ては、当該事業又は業務の実施に係る区域内にある土地の所有権を土地改良法第九十四条の八第五項（同法第九十四条の八の二第六項において準用する場合を含む。）の規定により取得した者又はその承継人（以下「干拓地取得者」という。）第四項において同じ。）を加え、「同項の規定」を「前項の規定」に改め、同条に次の二項を加える。

5 第二項に規定する者が第一項の事業又は業務の実施に係る区域の全部又は一部をその地区とする土地改良区の組合員である場合には、同項の都道府県は、その者からの第二項の規定による負担金の徴収に代えて、その土地改良区から当該負担金の額に相当する額の金銭を徴収することができる。

6 土地改良法第三十六条第一項、第二項及び第四項、第三十八条並びに第三十九条の規定は、前項の規定により同項の金銭を徴収される土地改良区の当該経費について準用する。

第二十八条第一項中「又はロ」を「からハまで」に改め、「事業参加資格者」の下に「（同号ハの事業の実施に係る区域内にある土地にあつては、その土地についての干拓地取得者）」を加え、同条第二項中「土地改良法」を「前条第五項の規定は前項の規定により公団又は都道府県が特別徴収金を徴収する場合について、土地改良法」に改め、同条に次の一項を加える。

3 土地改良法第三十六条の二第二項、第三十八条及び第三十九条の規定は、前項において準用する前条第五項の規定により徴収される金銭について準用する。

第二十九条中「若しくは第四項」を「、第四項若しくは第五項（前条第二項において準用する場合を含む。）」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（徴収の委任）

第二十九条の二 公団は、政令で定めるところにより、第十九条第三項に規定する費用に係る賦課金並びに同項に規定する譲渡しに係る施設、土地及び機械器具の対価の徴収を地方公共団体に委任することができる。

第三十条第一項中「及びロの事業、」を「からハまでの事業、」に、「業務並びに」を「業務及び」に改め、「第五十八条から第六十二条まで、第六十三条第二項及び第三項、第六十四条、第六十五条、」及び「、第六十三条の三、第六十四条第二項」を削り、「及びロの事業並びに」を「からハまでの事業及び」に、「第六十三条第一項」を「第五十八条から第六十二条まで、第六十三条第二項及び第三項

項、第六十四条、第六十五条、第六十三条の三並びに第六十四条第二項の規定は公団が行う第十九条第一項第一号イ及びロの事業並びにこれらの事業を行うことにより新設され、又は改良された土地改良施設についての同項第三号の業務について、同法第六十三条第一項」に改める。

第三十九条ただし書中「第十九条第一項第四号」の下に「若しくは同条第三項」を加え、「同項第五号」を「同条第一項第五号」に改める。

第六章第四十四条を第四十四条の二とし、同条の前に次の一条を加える。

（干拓予定地の一時使用）

第四十四条 農林大臣は、公団が干拓予定地に係る第十九条第一項又は第二項の業務を行うために必要とする干拓予定地を、農林大臣の定める条件で、公団に使用させることができる。

2 前項の規定による干拓予定地の使用は、無償とする。

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第十九条に一項を加える改正規定、第二十六條第一項の改正規定、第二十九條の次に一條を加える改正規定及び第三十九條ただし書の改正規定並びに次条から附則第十五条までの規定は、昭和五十三年三月三十一日までの間において政令で定める日から施行する。

（八郎潟新農村建設事業団の解散等）

第二条 八郎潟新農村建設事業団（以下「事業団」という。）は、前条ただし書に規定する規定の施行の時に於て解散するものとし、その一切の権利及び義務は、その時において農用地開発公団（以下「公団」という。）が承継する。

2 事業団の昭和五十二年四月一日に始まる事業年度は、事業団の解散の日の前日に終わるものとする。

3 事業団の昭和五十二年四月一日に始まる事業年度に係る決算並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書については、なお従前の例による。

4 第一項の規定により公団が事業団の権利及び義務を承継したときは、その承継の際における事業団に対する政府の出資金に相当する金額は、その承継に際し政府から公団に出資されたものとする。この場合において、公団は、その額により資本金を増額するものとする。

5 第一項の規定により事業団が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

(八郎潟新農村建設事業団法の廃止)

第三条 八郎潟新農村建設事業団法（昭和四十年法律第八十七号）は、廃止する。

(八郎潟新農村建設事業団法の廃止に伴う経過措置)

第四条 旧八郎潟新農村建設事業団法（以下「旧事業団法」という。）第十九条第一項第一号の土地の整備の業務に要した費用の賦課徴収については、旧事業団法第二十三条から第二十五条までの規定は、前条の規定の施行後も、なおその効力を有する。この場合において、旧事業団法第二十三条第一項及び第二項並びに第二十四条第一項から第三項までの規定及び第五項中「事業団」とあるのは、「農用地開発公団」とする。

2 旧事業団法第十九条第一項第五号に規定する土地の譲渡に係る旧事業団法第二十七条第四項に規定する納付金の国への納付については、なお従前の例による。この場合において、同条第五項中「事業団」とあるのは、「農用地開発公団」とする。

第五条 附則第三条の規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(特定土地改良工事特別会計法の一部改正)

第六条 特定土地改良工事特別会計法（昭和三十一年法律第七十一号）の一部を次のように改正する。

第三条中「基き」を「基づき」に、「八郎潟新農村建設事業団法」を「旧八郎潟新農村建設事業団法」に改める。

第十一条の二中「八郎潟新農村建設事業団法」

を「旧八郎潟新農村建設事業団法」に改める。

(地方財政再建促進特別措置法の一部改正)

第七条 地方財政再建促進特別措置法（昭和三十一年法律第九十五号）の一部を次のように改正する。

第二十四条第二項中「八郎潟新農村建設事業団」を削る。

(地方税法の一部改正)

第八条 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第七十二条の四第一項第三号及び第七十三条の四第一項第一号中「八郎潟新農村建設事業団」を削る。

第七十三条の五第二項中「八郎潟新農村建設事業団が八郎潟新農村建設事業団法（昭和四十年法律第八十七号）第十九条第一項第五号」を「農用地開発公団が農用地開発公団法（昭和四十九年法律第四十三号）第十九条第三項」に改める。

第七十三条の六第一項中「昭和四十九年法律第四十三号」を削る。

第七十三条の七第十三号中「地方住宅供給公社又は八郎潟新農村建設事業団」を「又は地方住宅供給公社」に改め、「八郎潟新農村建設事業団が譲渡した不動産にあつては、政令で定めるものに限る。」を削り、「買戻しの特約」を「買戻しの特約」に改め、同号の次に次の一号を加える。

十三の二 農用地開発公団がその譲渡した不動産（旧八郎潟新農村建設事業団が譲渡したものを含む。）で政令で定めるものを当該不動産に係る譲渡契約の解除又は買戻し特約により取得する場合における当該不動産の取得

第三百四十八条第二号中「八郎潟新農村建設事業団」を削る。

(所得税法の一部改正)

第九条 所得税法（昭和四十年法律第三十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表八郎潟新農村建設事業団の項を削る。

(法人税法の一部改正)

第十条 法人税法（昭和四十年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表八郎潟新農村建設事業団の項を削る。

(印紙税法の一部改正)

第十一条 印紙税法（昭和四十二年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。

別表第二八郎潟新農村建設事業団の項を削る。

(登録免許税法の一部改正)

第十二条 登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

別表第二八郎潟新農村建設事業団の項を削る。

(行政管理局設置法の一部改正)

第十三条 行政管理局設置法（昭和二十三年法律第七十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第十二号中「八郎潟新農村建設事業団」を削る。

(農林省設置法の一部改正)

第十四条 農林省設置法（昭和二十四年法律第五十三号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項第二十九号中「水資源開発公団及び八郎潟新農村建設事業団」を「及び水資源開発公団」に、「行なう」を「行う」に改める。

(自治省設置法の一部改正)

第十五条 自治省設置法（昭和二十七年法律第二百六十一号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中第十六号の四を削り、第十六号の五を第十六号の四とする。

昭和五十二年三月十六日印刷

昭和五十二年三月十七日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

W